

平成29年度国の予算編成等に対する提案

<主要事項>

平成28年11月 兵庫県

現在、本県では、「地域創生の実現」と、その基盤となる「安全安心の確保」を基調に、人口減少と少子高齢化が同時進行する中であっても活力を保ち、将来への希望を持てる地域づくりに取り組んでいます。

しかし、人口減少、超高齢化、東京一極集中に伴う地域格差の拡大など、我が国が抱える構造的な課題に対しては、国において、対症療法的な対策ではなく、地方の内発的な発展を促す抜本的な対策を講じる必要があります。

先日、アメリカで新体制が発足しました。イギリスのEU離脱や東南アジア諸国に対する中国の動向などと相まって、世界情勢の不透明感も高まっています。日本、そして地方への影響を見極め、慎重に対処しなければなりません。

こうした世界の動きに的確に対応し、国民生活の安定を図りつつ、地方全体の発展に向けた施策を着実に実施されるよう、平成29年度予算の編成等に向けて以下を提案しますので、国におかれては真摯に対応いただくようお願いいたします。

<目次>

| | ページ |
|-----------------------------|-----------|
| I 地域創生の推進 | 1 |
| 1 国による東京一極集中の是正 | 2 |
| 2 地域の産業力強化 | 3 |
| 3 農林水産業の育成 | 5 |
| 4 地域の魅力創出と交流人口の拡大 | 7 |
| 5 子育て環境の整備 | 9 |
| 6 働き方改革の推進 | 12 |
| II 地域創生の基盤づくり | 13 |
| 1 暮らしの安心確保 | 13 |
| 2 教育環境の充実 | 16 |
| 3 防災・減災対策の推進 | 17 |
| 4 交流基盤の整備 | 20 |
| 5 環境・エネルギー対策の推進 | 23 |
| III 地域自立の基盤づくり | 26 |

※ 本文タイトル右側に記載のページ番号は、全体版のページ番号を指す。

I 地域創生の推進

＜本県の地域創生戦略の目標＞

2060年の展望《人口》450万人(2010年比▲19%)※現状のまま推移すれば366万人(2010年比▲35%)

《経済》県内総生産(GDP)成長率1.5~2.0%程度(2050年代)

県民総所得(GNI)に占める海外等からの所得比率を高める

2020年の目標《人口》出生数を5年で22万人(年間44千人を維持) } 人口規模547万人
 人材流入増加(流出抑制)数を5年で25,700人 } (2020年)

※2015年国勢調査5,535千人(2010年比53千人減、▲1.0% 増減率:全国12位)

《経済》県内総生産(GDP)・・・国を上回る成長率を維持

県民総所得(GNI)・・・海外等からの所得比率を向上

→ { 県民総生産(GDP) 実質:23.0~23.6兆円 名目:21.7~23.0兆円
 県民総所得(GNI) 実質:26.1~26.9兆円 名目:24.7~25.9兆円

＜東京一極集中の進行＞

平成27年中の本県の社会移動の状況 (出典)総務省「住民基本台帳人口移動報告」

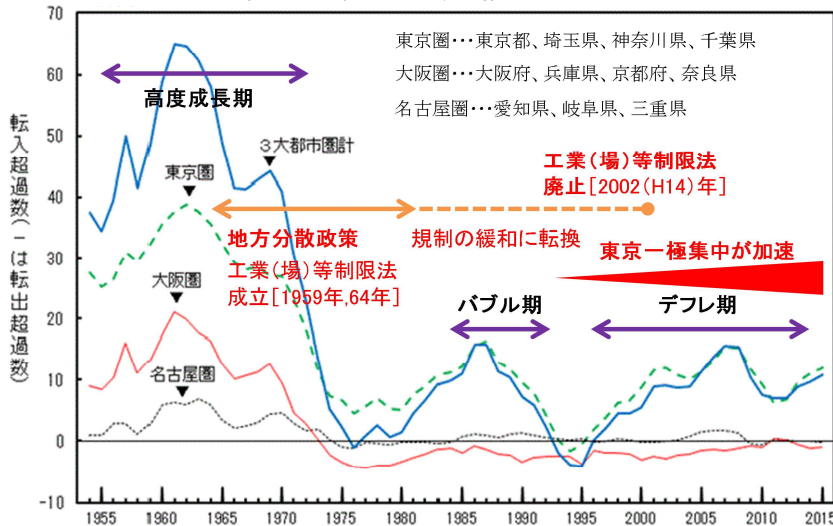
[実数] ▲7,409人 全国46位(47位北海道) [増減率] 全国18位(47位青森県)

①東京圏に加え、大阪府への転出超過も拡大 ②20代、30代の転出超過が多く、その規模が拡大

| (人) | 転入超過数 | 東京圏 | 大阪府 |
|-----|--------|--------|--------|
| H23 | 1,234 | ▲3,066 | ▲519 |
| H24 | ▲1,295 | ▲3,549 | ▲971 |
| H25 | ▲5,214 | ▲6,238 | ▲1,504 |
| H26 | ▲7,092 | ▲7,323 | ▲1,174 |
| H27 | ▲7,409 | ▲7,490 | ▲2,240 |

| (人) | 0~19歳 | 20~29歳 | 30~39歳 | 40歳以上 |
|-----|-------|--------|--------|--------|
| H23 | 1,729 | ▲1,995 | 978 | 522 |
| H24 | 1,027 | ▲2,563 | 48 | 194 |
| H25 | 497 | ▲4,241 | ▲694 | ▲776 |
| H26 | 32 | ▲4,940 | ▲981 | ▲1,204 |
| H27 | 360 | ▲5,518 | ▲1,399 | ▲853 |

＜3大都市圏の転入超過数の推移(日本人・万人)＞



1980年代以降の工業(場)等制限法の緩和

- 1983年 中小企業者の経営合理化のための新增設を容認
- 1998年 総菜製造業、弁当製造業等を制限から除外
- 1999年 ①京浜臨海部を制限区域から除外
②大学院を制限から除外
- 2002年 法律自体を廃止
(理由)
・産業構造の変化(製造業→サービス業)
・海外への生産機能の移転
・地方圏における大学進学機会の充実

《東京一極集中を是正すると》

①地方が元気に

東京に集中する人、企業、資金、情報を地方に分散させることにより、地方が元気に。能力のある若者が伸び伸びと活躍し、地方の個性ある発展を牽引。日本経済全体も活性化。

②危機に強い国土に

一極集中は災害等のリスクに対して脆弱。近い将来、首都直下地震の発生も危惧される。(今後30年以内の発生確率70%程度)。機能分散を図ることで、今より危機に強い国土に。

③人口減少も緩和

東京都の合計特殊出生率は全国最低の1.17(H27:全国1.46、最高は沖縄県1.94、本県は1.43)。東京から地方に若者を分散させることで、人口減少の速度を緩和することも可能。

1 国による東京一極集中の是正

(1) 人口の流入抑制対策の強化【内閣官房、内閣府】 p. 92

地方創生の様々な取組が進む中で、逆に東京圏への人口集中が拡大している現状に鑑み、人や企業の地方分散を実現する制度（下記例）を本格的に検討すること

- i) 「首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律」（H14廃止）に規定があった工場や大学のほか、本社機能を有する事業所、大規模小売店舗など人口増加の原因となる施設の東京圏への新規立地を抑制する制度の創設
- ii) 大学入学を機に多くの若者が地方から東京圏に流出していることから、東京圏の大学の定員超過抑制策や定員制限策の実施

【参考】工業等制限法（首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律）の概要

[目的] 既成市街地への産業・人口の過度の集中を防止し、都市環境の整備・改善を図る。

[制限対象] ①面積500㎡以上の製造業の用に供する工場の作業場の新增設

②面積1,500㎡以上の大学及び高等専門学校の教室の新增設

③面積800㎡以上の専修学校及び各種学校の教室の新增設

(2) 国土の双眼構造の構築【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、国土交通省】

①国土双眼化に向けた国家機関の移転の推進 p. 93

新 国土の双眼構造の実現を図るため、国家プロジェクトとして、政府関係機関移転に続く全ての国家機関を対象とした地方への移転分散を実施すること

②政府関係機関移転基本方針の速やかな実施 p. 93

気象大学校、消防大学校、消防研究センター、防災科学技術研究所等、防災関係機関の地方移転に関する実証実験は、既に関係機関が集積し、オフィス環境、住環境、交通インフラ等も充実している兵庫県で速やかに実施すること

③防災庁（仮称）の創設 p. 9

ア) 巨大災害への対応力強化と、災害対応における世界への貢献を一層推進するため、防災から復興まで一連の災害対策を担う防災庁（仮称）を創設すること

イ) 首都機能のバックアップと国土のリダンダンシー確保の観点から、防災庁（仮称）の拠点は複数設置するものとし、西日本の拠点については関西、その中でも特に関係機関が集積する神戸周辺に設置すること

【参考】「我が国の防災・減災体制のあり方に関する懇話会」（H28.7～）の概要

[趣 旨] 熊本地震に対する国・自治体の対応を検証しつつ我が国の防災・減災体制のあり方に対して意見を得るため懇話会を設置（座長：河田恵昭人と防災未来センター長）

[設置者] 関西広域連合

[状 況] H28.7 第1回：これまでの災害に関する制度の変遷や災害対応を踏まえた論点整理

H28.10 第2回：防災庁（仮称）に求められる機能・業務の整理

H28.12～ 第3回、第4回の会合を予定

H29.3 懇話会意見を踏まえ、報告書とりまとめ

(3) 人と企業の地方移転促進税制の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省、国土交通省】

①地域別法人税率の設定 p. 93

東京から地方への人口移動を更に促進するため、法人税について東京圏、その他の都市圏、多自然地域で異なる税率を適用する地域別税率制度を導入すること

<法人県民税・事業税の税率比較（超過税率含む）>

| 区 分 | 兵庫県 | 東京都 |
|----------|------------|------------|
| 法人県（都）民税 | 4.0% | 4.2% |
| 法人事業税 | 標準税率の1.05倍 | 標準税率の1.05倍 |

②個人住民税地域別課税制度の導入 p.93

都市から農村への人の移動を促すため、個人住民税の税率や課税方式について、全国一律ではなく、大都市ほど負担を重く、農村部ほど軽くする地域別課税制度の導入を検討すること

【参考】個人住民税の均等割見直し（H16）

人口に応じて税額が3段階あった市町村民税の均等割の額が、人口50万人以上の市だけに適用されてきた3,000円に一本化された。

| H15まで | | H16改正 |
|---------------|--------|--------|
| 人口50万以上の市 | 3,000円 | 3,000円 |
| 人口5万以上50万未満の市 | 2,500円 | |
| その他の市及び町村 | 2,000円 | |

③地方税の減額課税等を実施した場合の減収補填措置の創設 p.94

地方公共団体が独自に地方税の税率引下げや免除を行った場合に、その減収相当分について、財政力に応じ補填を行う仕組みを導入すること

(4) 地域創生を総合的に支援する地方債の創設【総務省、財務省、文化庁、文部科学省】 p.95

地域創生の実現に向けた快適なまちづくりなどを戦略的に推進するため、客観的かつ公平な基準等に基づく交付税措置のある地方債を創設すること

【参考】地域総合整備事業債の概要（S53～H13）

[対象事業] 21世紀に向けての先導的な地域づくりのための公共施設の整備事業等

[充当率] 75～90%

[交付税措置] 財政力に応じて後年度の元利償還金の30～55%を基準財政需要額に算入

(5) 地域おこし協力隊への支援強化【内閣官房、総務省】 p.95

ア) 地域創生の担い手となる「地域おこし協力隊」の募集・活動経費が特別交付税措置される対象地域を全ての市町とし、その財政力指数に応じた財政支援を講ずること（現行：過疎法、山村振興法、離島振興法等の指定地域を有する市町に限定）

【対象外となっている本県市町の例】 本県の「地域再生大作戦」に取り組んでいる市町

相生市、赤穂市、西脇市、加西市、加東市、たつの市、福崎町、太子町、上郡町

※県内隊員数112名（今後採用予定含む）うち4名は特交措置対象外の加西市が採用

イ) 隊員が起業する場合の経費に対する特別交付税措置について支援額の上限（現行100万円）を上げるとともに、支援期間（現行1年間）を複数年化すること

2 地域の産業力強化

(1) 企業立地・投資の促進

①地方拠点強化税制の充実【内閣府、経済産業省、厚生労働省】 p.65

新ア) 平成29年度中の計画認定が必要とされている当該税制を引き続き現行水準で実施すること。特に29年度に引下げ予定の税額控除率は現行水準を維持すること

【地方拠点強化税制（オフィス減税）】 ※平成29年度中の計画認定が必要

- ①移転型：建物等の取得価額に対し特別償却 25%又は税額控除 7%（H29 認定分は 4%）
- ②拡充型：建物等の取得価額に対し特別償却15%又は税額控除4%（H29認定分は2%）

新イ) 地方への本社機能移転では「法人全体の従業者数の増加」を期待するのは困難なため、計画の認定要件を「移転先のための雇用の増加」に緩和すること

新ウ) 企業の地方分散を促進するため、兵庫県内全域への本社機能移転を当該税制による支援対象とすること

【参考】現在、地方拠点強化税制の支援対象外となっている兵庫県内の地域

- ・尼崎市・西宮市・芦屋市・神戸市東灘区の阪急神戸線以南の地域、神戸市灘区～須磨区の六甲山麓以南の市街地
- ※近畿圏整備法（昭和 38 年法律第 129 号）で定める既成都市区域（産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域）

②地方独自の税制に対する減収補填措置の創設【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】 p. 66

企業の地方移転を促すため、県が独自に法人事業税や不動産取得税の税率を引き下げた場合に、その減収相当分を財政力に応じ補填する仕組みを導入すること

【参考 1】本県の産業立地（本社機能立地）支援策における税軽減措置の概要

- ・不動産取得税軽減1/2（上限2億円）※新規正規雇用11人以上（促進地域6人）（拠点地区は不要）
- ・5年間の法人事業税軽減 ①促進地域1/2 ②一般地域1/3 ※正規雇用①6人以上 ②11人以上
- ※促進地域：但馬地域、丹波地域、淡路地域、西脇市、多可町、神河町、赤穂市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、宍粟市、上郡町、佐用町

【参考 2】本県における本社機能移転実績（平成27年度以降の県支援分）

- ①プライミクス(株)（各種攪拌機の製造）：大阪市等から淡路市への全面移転
- ②KEYTEC(株)（非破壊検査機器の製造）：東京都から神戸市への全面移転
- ③相互印刷(株)（パッケージ等の包装資材の印刷）：篠山市の研究所の拡充
- ④フジプレミアム(株)（ディスプレイ等の製造）：たつの市の研究開発部門の拡充
- ⑤フォローウインド(株)（電力販売、機能性素材の開発）：姫路市から上郡町への全面移転
- ⑥キャタピラージャパン(株)（建設機械製造）：東京都等から明石市への管理業務部門の移転
- ⑦住友化学(株)：宝塚市の研究所の拡充（農薬に関する研究）
- ⑧(株)ダイセル：姫路市の研究所の拡充（新製品や革新的プロセス技術の研究）

(2) 次世代産業の育成支援【文部科学省、経済産業省】 p. 67

航空・宇宙、ロボット、環境・次世代エネルギー、医療機器、創薬等の先端成長産業について、技術力、人材力、競争力の向上を図るため、地方公共団体と連携し、研究開発の拡充、新たな市場参入につながる支援を強化すること

(3) 中小企業の資金調達の円滑化【中小企業庁】 p. 68

中小企業のより一層低コストの資金調達を可能にするため、信用保証協会の保証料率を全体に引き下げる。そのために、日本政策金融公庫への信用保険向け政府出資金を増額し、同公庫が保証協会から徴収する保険料を引き下げる

(4) 地域における起業・創業への支援強化【経済産業省】 p. 67

地域における起業・創業を促すため「創業・事業再生・事業承継補助金」の予算確保など、女性やシニア世代を含めた創業希望者への支援措置を拡充すること

【参考】本県と国の起業支援策の例

- 本県の「女性・シニア起業家支援事業」の概要（H28当初5千万円、H28補正5千万円）
 - 〔対象経費〕 ビジネスプランの開発、新事業展開に要する経費
 - 〔補助上限額〕 100万円 〔補助率〕 1/2
 - 〔件数〕 女性起業家60件（当初30件、補正30件）、シニア起業家40件（当初20件、補正20件）
- 国の「創業・事業再生・事業承継補助金」の概要（H29概算要求額 26.5億円の内数）
 - ※H28創業・第二創業促進補助金（創業支援に100～200万円、国2/3補助）の組み替え新規
 - ①外部資金調達型・・・補助上限200万円：金融機関からの支援が要件
 - ②スモールビジネス型・・・補助上限100万円：女性や若者、eコマース等の創業を想定
 - ③海外展開型・・・補助上限700万円：海外展開を目指す創業者向け ※補助率は全て2/3 等

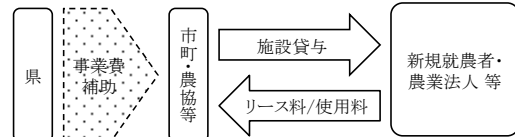
3 農林水産業の育成

(1) 農業施設貸与制度の創設【農林水産省】 p. 75

新規就農や生産拡大を促進するため、畜産業、林業、水産業と同様に、市町や組合が施設・設備を購入・保有し、利用者に貸与する制度を創設すること

【参考】本県の農業施設貸与事業の概要

- 〔事業主体〕 農協、市町等
- 〔利用者〕 新規就農者、農業法人等
- 〔対象施設〕 園芸用ハウス及び附帯設備
- 〔助成内容〕 対象施設の整備を県が補助することで利用者が支払うリース料・使用料を軽減



※利用者は貸与の方法としてリース方式（利用者が希望する仕様の施設を貸与。リース期間終了後、利用者は取得可能）とレンタル方式（事業主体の標準仕様施設を貸与。年間使用料はリース方式と比較して一般的に低額）を選択可

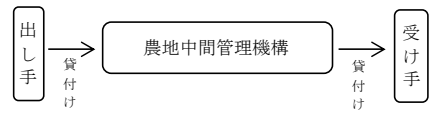
- 〔補助率〕 新規就農者向け1/2、農業法人向け1/3（高度な環境制御栽培施設は15/100）

(2) 農地中間管理事業の制度充実【農林水産省】 p. 75

ア) 農地中間管理事業による農地の集積・集約化を本格的に進めるためには、機構集積協力金による農地の出し手への支援のみならず、農地を借り受ける担い手への支援が必要である。農地を借り受けた担い手が積極的に営農に取り組めるよう、販路の拡大や6次産業化までをセットで支援する制度を創設すること

【参考】農地中間管理事業の概要

- ・地域内の分散し錯綜した農地利用を整理し担い手ごとに集約化する必要がある農地を借受け
- ・担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸付け



- 出し手には協力金を支給
- 本県提案の受け手への新たな支援例
 - ・加工施設等整備への支援
 - ・商品開発や販路開拓への支援 等

イ) 地域全体の農地利用の集積を促進するため、区画が不整形で狭小な農地や作業負担の大きい長大法面の多い農地などの条件不利農地も活用して規模拡大を行う担い手を支援する制度を、農地中間管理事業の新しい制度として創設すること

【参考】本県が独自に実施する条件不利農地集積奨励事業の概要

- ・農地中間管理機構を通じて農地を借り受けた経営体
- 〔補助内容〕 ①条件不利農地 2万円/10a ※ほ場整備未整備地
- ②悪条件農地 4万円/10a ※急傾斜（1/20以上）の農地、進入路が狭く機械作業が困難な農地等

(3) 企業の農業参入の推進【内閣府、農林水産省】 p. 76

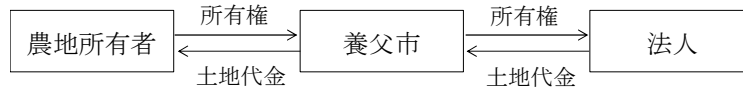
新 企業の農業参入を促進するため、法人農地取得事業の対象地域を拡大するとともに、企業による機械・施設の導入や技術習得に対する支援制度を創設すること

【参考】養父市国家戦略特区で行われている法人農地取得事業の概要

農地を取得して農業経営を行おうとする「農地所有適格法人以外の法人」が次の要件を満たす場合には、市を経由して農地取得が可能（法施行後5年間に限り手続きが可能）

- ・農地が適正に利用されていない場合、市へ所有権移転する旨を契約に明記
- ・業務執行役員のうち1名以上が耕作等に従事すると認められる 等

〔法人農地取得事業の流れ〕



〔農地取得を行う法人（H28.11.9計画認定）〕

- ① 株式会社Amnak（酒米を生産）〔元会社：山陽Amnak株式会社（外壁タイル施工、住宅リフォーム等）〕
- ② 株式会社ナカバヤシ（ニンニクを生産）〔元会社：ナカバヤシ株式会社（印刷製本、アルバム製造等）〕
- ③ 株式会社やぶの花（リンドウを生産）〔元会社：姫路生花卸売市場（花卉）〕

(4) 都市農業の振興【総務省、財務省、農林水産省、国土交通省】 p. 78

ア) 新鮮な農産物の供給のみならず、防災、景観形成等の多面的機能を有する市街化区域内農地を保全するため、生産緑地に係る基準を以下のとおり緩和すること

- i) 地区指定に必要な面積要件の緩和（現行500㎡→300㎡）
- ii) 地区指定の解除要件の改善（既指定地区が面積要件を欠いた場合であっても、自己都合によらなければ指定の継続を可能にすること）

【参考】生産緑地地区におけるいわゆる「道連れ解除」の発生

複数人で一団の土地を構成している地区で、後継者がいない農家等が生産緑地を廃止することに伴い、生産緑地の面積要件を下回ることとなり、地区指定が解除されるケースが発生

イ) 生産緑地の相続税納税猶予について、担い手に賃貸する場合や市民農園用地として市町・JA等に賃貸する場合の納税猶予を継続するとともに、農業用施設用地についても納税猶予の対象とするよう制度を拡充すること

新ウ) 三大都市圏特定市*以外の市街化区域内農地では、固定資産税、都市計画税が年々上昇し、宅地並みとなっている地域が生じているため、都市農地を継続的に維持できるよう、抜本的な租税負担軽減措置を講じること

*県内の三大都市圏特定市：神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市

(5) 資源循環型林業への支援強化【農林水産省】 p. 84

① 原木安定供給のための林内路網整備等への支援強化

建築用資材や燃料となる地域材を安定的に供給できるよう、搬出間伐や林業専用道への補助を行う「森林環境保全整備事業」の予算を確保すること

【参考】森林環境保全整備事業の概要 H29概算要求557億円 H28：372億円、H28補正165億円

- ① 森林環境保全直接支払事業：計画的な間伐等の森林施業、森林作業道の開設等を支援
- ② 環境林整備事業：針広混交林への転換、風水害を受けた森林の復旧のための造林等を支援
- ③ 林業専用道整備事業：森林施業のために恒久的施設となる林業専用道の整備等を支援

②木質バイオマス資源の利活用支援

- ア) 未利用間伐材の土場（一時集積所）整備を促す交付金の採択要件を緩和すること（1箇所500万円未満の小規模な土場の補助対象化、林外の土場の補助対象化）
- イ) 未利用間伐材の利活用の取組が軌道に乗るまでの一定期間（5～10年）、伐採現場からチップ工場等までの輸送に要する経費を支援する制度を創設すること

(6) 水産業の競争力強化【農林水産省】 p. 87

- ア) 持続可能で収益性の高い操業体制への転換を促進するため、リース方式による漁船の導入等を支援する「水産業競争力強化緊急事業」の予算を確保すること

【参考】水産業競争力強化緊急事業の概要 H28補正255億円、H27補正：225億円

[事業目的] 水産業の競争力強化を図るため、持続可能な収益性の高い操業体制への転換の取組を支援

[事業内容] ※①は必須。①で策定するプランに基づき②～⑤の事業を実施

- ①広域浜プラン緊急対策事業：広域浜プランの策定支援
- ②水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業：中核的漁業者へのリース方式による漁船導入支援等
- ③水産業競争力強化緊急施設整備事業：共同利用施設の新改築支援
- ④競争力強化型機器等導入緊急対策事業：省力・省コスト化に資する機器導入支援
- ⑤水産業競争力強化金融支援事業

- イ) 燃油価格高騰対策として実施されている「漁業経営セーフティネット構築事業」について、補填金支給に関する基準価格の固定化など発動基準の更なる緩和により、燃油価格が上昇した場合に確実に補填金が支給されるよう改善を図ること

【参考】原油価格の状況

・H26. 7以降下落していたが、H28. 2を底に上昇傾向に転じており、円安の動きも見られ先行き不透明



4 地域の魅力創出と交流人口の拡大

(1) 三宮再整備への支援【国土交通省、法務省】 p. 105

新 民間による東京圏以外の拠点都市の開発を促進するため、拠点性や都市機能更新の必要性の見地から規制を見直すこと

(具体例) 都市再生緊急整備地域（特定都市再生緊急整備地域を含む）において

- i) 都市再開発法による市街地再開発事業の施行要件の見直し（区域内の耐火建築物の面積が区域内建築物の面積の1/3以下→撤廃 等）
- ii) 区分所有法の建替要件の見直し（区分所有者の4/5以上の合意→2/3以上へ）



(2) 国立公園六甲山の活性化【環境省】 p. 70

都市に近接し関西屈指の避暑地である瀬戸内海国立公園六甲地域の活性化を図るため、遊休施設の活用を図りつつ、豊かな自然や魅力的な夜景など高いポテンシャルを活かした取組が展開できるよう、以下の措置を講じること



i) 国立公園満喫プロジェクトの全国展開に向けた支援制度の創設

【参考】国立公園の活性化の取組の概要

- ・国は28年度から、国立公園を「世界の旅行者が長期滞在したいと憧れる」ナショナルパークとしてブランド化する「国立公園満喫プロジェクト」に着手
- ・28年度、まず8箇所の国立公園をモデルに、インバウンド受入環境整備、上質感の創出、海外への情報発信強化等を集中実施し、2020年に向け全公園へ展開する計画

ii) 国立公園第2種特別地域内に多数存在する遊休施設の利活用に向けた建築物の規制（高さ13m以下、建築面積2,000㎡以下等）の緩和

【参考】六甲山における企業保養所等の現況（平成27年 本県調べ）

| 営業中（※1） | 閉鎖 | 転用（※2） | 撤去済 | 計 |
|------------|------------|------------|-----------|------|
| 70件（30.0%） | 81件（34.8%） | 71件（30.5%） | 11件（4.7%） | 233件 |

（※1）営業施設数の推移 平成6年：226件 → 平成15年：135件 → 平成27年：70件

（※2）「転用」のうち72%が個人宅への転用、その他は事務所、宿泊施設等への転用

新 iii) 遊休施設の利活用促進策の検討も含め、公園計画の見直しを加速すること。また、地元がともに取り組める内容となるよう、地元意見を反映させること

【参考】国立公園六甲山の活性化に必要と考えられる取組例

- ・企業保養所等の外国人向けゲストハウスやレストランへのリニューアル
- ・豊かな自然や山上からの眺望、夜景を満喫できる上質な宿泊施設の誘致
- ・山上の回遊性の確保、市街地～山上～有馬温泉を結ぶ公共交通アクセスの強化 等

(3) 関西ワールドマスタースゲームズ2021への支援【総務省、文部科学省】 p. 60

関西ワールドマスタースゲームズ2021を2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピックに続く国家的なスポーツの祭典と位置付け、準備段階からの財政支援を行うこと（スポーツ振興くじによる既存枠を超えた助成対象化、宝くじの活用、寄付金付き記念切手の発行等）

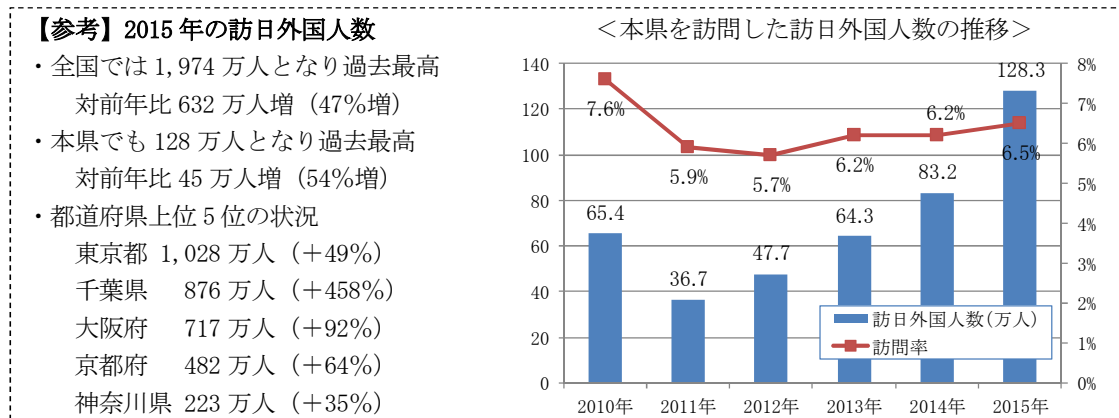
(4) 訪日外国人旅行者の増加に伴う民泊の拡大への適切な対応【厚生労働省、観光庁】 p. 71

新 民泊サービスは、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業であり、旅館業そのものであることから、旅館業法に明確に位置付けること。なお、新法を制定して対応する場合は、以下の点を踏まえた制度とすること

- 営業日数については適切な上限（年間180日以内）を設定すること
- 地域の実情に応じて運用できるよう条例で規定できるようにすること
- 開設前に自治会等に事前説明を行い、了解を得ることを義務付けること
- 海外の事業者も含め、仲介事業者の定義や規制方法を明確にすること

(5) 外国人旅行者受入環境の整備【法務省、外務省、厚生労働省、観光庁】 p. 71

- ア) 外国人旅行者の利便性向上のため、無料公衆無線LANの整備を促進すると共に、認証等利用開始手続の簡素化・一元化を実現すること
- イ) 地域が実施する案内看板の多言語化や旅館等の人材確保対策（保育所整備等の就労環境改善や就職支援セミナーの開催等）への支援制度を充実させること



(6) 人口が減少している地域における空き家活用の推進【国土交通省】 p. 96

新

多自然地域やオールドニュータウン等において、空き家を移住、起業、高齢者や子育て支援、宿泊等の受皿として活用できるよう以下の措置を講じること

- i) 都市計画法の立地規制の弾力化など空き家活用促進のための規制緩和
- ii) 空き家再生等推進事業の事業要件の緩和*と補助率の拡充（国1/3→2/5）
※改修後の用途制限（滞在体験施設、交流施設等に限定。住宅は不可）の撤廃等
- iii) 新築住宅取得時の特例（新築後3年間1/2減額）と同様の固定資産税軽減制度の創設

【参考1】空家等対策の推進に関する特別措置法（H26法律第127号）の概要

- ・市町村が特定空家等の所有者に対し、除却、修繕等の助言、指導、勧告等を行うことが可能
- ・国及び地方公共団体による空家等対策に対する財政上の措置、税制上の措置を実施
（財政上の措置）補助事業：空き家再生等推進事業、空き家対策総合支援事業を創設
特別交付税：県は補助事業分、市町は補助事業分・単独事業分を措置
（税制上の措置）空家除却後の敷地を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（3,000万円）

【参考2】本県が実施している主な空き家活用促進策

- ・空き家活用支援事業 ※「さとの空き家活用支援事業（H25～）」をH28から県全域に拡大
住宅・事業所への改修費補助 市街化区域外1/3上限100万円、市街化区域1/4上限75万円
- ・田舎暮らし農園施設整備支援事業
空き家等の住宅、民宿等への改修費補助1/3（上限100万円）※遊休農地の活用が必須
- ・多自然地域におけるIT関連企業の振興支援事業
空き家等の事業所への改修費補助1/2（上限150万円）、賃借料補助1/2（上限月5万円）

5 子育て環境の充実

(1) 幼児教育・保育の無償化の実現【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 p. 44

- ア) 保育料負担の軽減措置については、28年度から、年収360万円未満相当の世帯について第2子半額、第3子以降無償化が実現したが、所得制限の一層の緩和や第2子以降の完全無償化など、更なる充実を図ること

【参考】本県が国制度に上乘せして実施している多子世帯の保育料軽減措置

[対象世帯] 市町村民税所得割169千円（年収640万円相当）未満の世帯

[補助額（月5千円を超える保育料に対する補助上限）]

第2子：3歳未満4,500円、3歳以上3,000円 第3子：3歳未満5,500円、3歳以上4,000円

※国・県両制度により利用見込児童数に対するカバー率51%→76%

イ) 幼児教育・保育の無償化を国の制度として早期に実現し、必要な経費について財源措置をすること

(2) 乳幼児医療費等の公費負担制度の創設【厚生労働省】 p. 48

ア) 全都道府県が実施し、セーフティネットとして不可欠な乳幼児、ひとり親家庭等の医療費の自己負担に対する助成制度を早期に国の制度として実現するとともに、それまでの間、地方交付税措置も含めた十分な財政措置を実施すること

イ) 医療費の自己負担に対する助成制度が医療費増大の一因と捉え行われている国民健康保険の国庫負担金減額措置を廃止すること

【参考】本県の乳幼児医療費等助成の概要

①乳幼児等医療費助成（0歳～小3、対象者数：約373,500人） ※全市町で実施

| 世帯区分 | 一部負担金 | | 負担割合 |
|---|-----------------------------|--------------------|----------------|
| | 外来 | 入院 | |
| 低所得者（市町村民税非課税世帯で年金収入を加えた所得80万円以下） | 1 医療機関等当たり 1日600円（月2回まで） | 定率1割 月額2,400円限度 | 県1/2、 市町1/2 |
| 一般（市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算））※0歳児は所得制限なし | 1 医療機関等当たり 1日800円（月2回まで） | 定率1割 月額3,200円限度 | |

②こども医療費助成（小4～中3、対象者数：約218,400人） ※全市町で実施

| 世帯区分 | 一部負担金 | 公費負担 | 負担割合 |
|--------------------------|-------------------|-------------------|----------------------------|
| 市町村民税所得割税額23.5万円未満（世帯合算） | 医療保険における自己負担額の2/3 | 医療保険における自己負担額の1/3 | 外来：県1/2、市町1/2 入院：県10/10 |

(3) 「認定こども園」の整備促進【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 p. 45

ア) 認定こども園の人員配置や設備、運営に関する基準の地方裁量を拡大するとともに、それらの基準に対応できる財源を確保すること

【参考】現行基準による支障事例

(事例1) 昼食の提供にあたって、3歳未満児には外部搬入は認められていないため、施設整備や調理員の配置が負担となり、認定こども園への移行への阻害要因の一つになっている。

栄養・衛生面への万全な対応を条件とした外部搬入も認められるよう参酌基準とすることにより、認定こども園への移行に資する。

(事例2) 3階以上の保育室は原則3歳未満の園児の保育に供するものとされているため、駅前ビルの空きスペースや狭小な用地を活用した整備に支障が生じた例がある。

3歳以上の園児の保育室を3階以上に設置できるよう基準を緩和することにより、保護者の利便性等にも配慮した駅前等での認定こども園の整備の促進に資する。

イ) 利便性の高い駅前等での認定こども園の整備を促進するため、園庭の面積と位置（同一又は隣接する敷地に設置）に関する基準を「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に緩和すること

【参考】現行基準による支障の例

- ・整備用地が少ない都市部において、現行基準を満たすため、施設整備段階で園の屋上に追加的に園庭を設置する変更が生じた例など円滑な整備促進に支障が生じている。
- ・参酌基準とされれば、近隣の空地の活用やカリキュラムの工夫などにより地域の実情に応じた園整備が可能となり、利用者にとっても利便性の高いものとなる。

(4) 保育士の処遇改善等による保育サービスの充実【内閣府、厚生労働省】 p. 47

ア) 保護者が安心して子どもを預けられるよう、深刻な保育士不足の状況を改善するため、保育士配置基準の更なる改善を行い、財政措置を充実させるとともに、給与水準の向上につながるよう公定価格の引上げを行うこと

【参考】現行の保育士配置基準

必要保育士数は計算上、四捨五入で算出されることから、例えば、4～5歳児の場合、配置基準は30人に保育士1人であり、計算上は44人まで1人に対応することになり、小学生（児童40人に教員1人）より負担が大きく、配置基準の改善が急務

| 区 分 | 0歳児 | 1～2歳児 | 3歳児 | 4～5歳児 | [参考]小学生 |
|-------------|-----|-------|-----|-------|---------|
| 保育士1人当たり児童数 | 3人 | 6人 | 20人 | 30人 | 40人 |

※予算の加配措置により実際には3歳児15人に1人の配置が可能

イ) 保育所に看護師を配置した場合に公定価格への加算措置を講じること

ウ) 保育所等の施設整備における国の「待機児童解消加速化プラン（H25～29年度）」の対象となっている市町村に対する軽減措置を継続すること

【参考】保育所等整備交付金の概要

市町村の整備計画等に基づいて行う施設整備に要する経費に充てるため、市町村に交付
 ※待機児童解消加速化プランによる軽減措置：国1/2、県1/4、市町1/4→国2/3、県1/4、市町1/12
 (◎神戸市、姫路市、西宮市、尼崎市、明石市、芦屋市、伊丹市、豊岡市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、たつの市、稲美町、太子町)
 [対象事業]・保育所緊急整備事業 保育所等の創設、増築、増改築
 ・小規模保育整備事業 小規模保育事業所の創設、増築、増改築

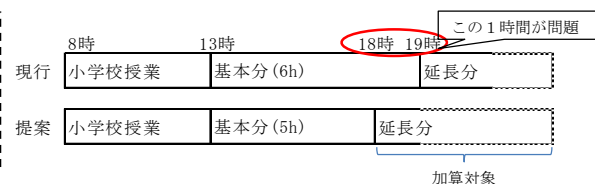
エ) 保育所や家庭的保育事業等の設備運営基準に関する地方裁量を拡大すること
 例：保育所等では保育室や園庭等の面積について全国一律の最低基準が定められている。

(5) 放課後児童対策の充実【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 p. 46

待機児童の解消に向け、「放課後子ども教室推進事業」と「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」を一体的に活用し、すべての児童に開かれた放課後の居場所づくりを円滑に進められるよう以下の措置を講じること

- 放課後児童クラブの受け皿整備の着実な推進
- 両事業の国負担割合（現行1/3→1/2へ）の引上げ
- 放課後児童クラブの長時間開所加算（平日分）の対象拡大（「1日6時間を超え、かつ18時を超えた時間」から「1日5時間を超えた時間」へ）

・現行では6.7%(60/895箇所)のクラブが活用
 ・提案が実現すれば、5時間以上開設しているクラブが46%あるため、開所時間を延長するインセンティブとなり、居場所づくりが促進



iv) 10人未満の小規模クラブすべての補助対象化

v) 賃貸物件で放課後児童クラブを実施する場合の施設改修補助制度の創設

6 働き方改革の推進

(1) 働く女性への支援の強化【厚生労働省】 p. 57

ア) 出産等で一時的に職場を離れる女性が育児休業や短時間勤務制度を利用して継続就業できるよう、代替要員の賃金補助制度の創設など支援策を充実させること

【参考】本県が独自に実施している中小企業育児・介護代替要員の確保事業

代替要員の雇用に要する賃金の一部を助成

【対象】従業員総数 300人以下の企業

事業所規模 株式会社等 100人以下の事業所、左記以外 20人以下の事業所

【対象労働者】同一企業等に引き続き1年以上勤務していた者等

【支給額】休業コース 代替要員の賃金の1/2（上限100千円/月、総額上限1,000千円）

短時間勤務コース（平成28年度拡充） 休業コースと同じ

【支給実績】H27実績（休業コースのみ） 育児・介護等による休業者113人分（100事業所）

イ) 出産・育児等で離職した女性の再就職を支援するため、職場復帰研修に対する支援制度の創設など支援策を充実させること

(2) 同一労働同一賃金の実現【厚生労働省】 p. 58

ア) 労働者が正規・非正規の区別なく、職務に応じた共通の待遇を受けることができるよう、下記により同一労働・同一賃金の制度化の取組を進めること

i) 職務内容が同じ場合の単位時間当たり賃金の統一

ii) 非正規雇用労働者への社会保険や雇用保険の適用の更なる拡大

イ) 非正規雇用の多い若者や女性が安定して働けるよう、キャリアアップ助成金等を活用し、正規雇用化や待遇改善を促進すること。また、不本意非正規労働者の実態を調査し、公表すること

(3) 違法な長時間労働防止の徹底【厚生労働省】 p. 58

労働者の健康を損なう過重労働の解消に向け、違法な長時間労働の常態化や、若者の「使い捨て」等が疑われる企業に対する是正指導と取締りを強化すること

(4) 外国人材の受入促進【厚生労働省】 p. 58

新ア) 技能実習制度について、最長3年まで在留可能な技能実習の対象職種を拡大（例：ホテル・旅館の業務）するとともに、在留期間の更なる延長を図ること（例：漁業の最長3年を5年へ）

【参考】技能実習制度の概要

【目的】国際貢献のため、開発途上国等の外国人を一定期間受入れ、OJTを通じて技能を移転

【対象技能】

技能実習1号（在留期間：1年以内）・・・母国で修得不可能又は困難かつ単純作業ではないもの

技能実習2号（在留期間：技能実習1号の期間を合わせて3年以内）

・・・技能実習1号で修得した技能に習熟するもので、一定水準以上の技能を修得したことを公的に評価できるもの（農業、漁業、建設、食品製造、繊維衣服、機械金属等74職種）

※ホテル・旅館の業務は1年以内では修得困難だが、技能実習2号の対象となっていない。

なお、現在、最長5年まで在留可能な技能実習3号の枠組みを整備する法律案の国会審議中

新イ) ワーキング・ホリデー査証により入国した外国人が日本の生活様式の普及促進につながる業務（ホテル・旅館の業務等）に半年以上従事した場合に、2回目のワーキング・ホリデー査証を取得できる制度（最長2年滞在可）を創設すること

【参考】 オーストラリアの「セカンド・ワーキング・ホリデー」

オーストラリアでは、過疎地域の人手不足対策のため、2005年から、政府が指定した仕事に一定期間従事した者に2回目のワーキング・ホリデー査証を発給している。対象職種は、当初の農業から、畜産業、林業、漁業、採掘、建築・建設へと順次拡大されている。

II 地域創生の基盤づくり

1 暮らしの安心確保

(1) 国民健康保険の都道府県単位化への対応【厚生労働省】 p.16

ア) 平成30年度からの新制度が円滑に実施できるよう、具体的な運営方法等について市町との協議を迅速に進める必要がある。このため、新たな国保会計の仕組みなど未だ示されていない制度の詳細を早急に提示すること

<国民健康保険の問題点>

- ・年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・年金生活者や非正規雇用者が多いため、所得水準が低く、保険料負担が重い

⇒ 赤字が恒常化
H26実績で約3,600億円
(兵庫県では約74億円)

<都道府県単位化の課題>

- ・上記の課題を放置して、単に都道府県単位化（広域化）を進めても赤字の増高は続く
- ・具体的な財政支援策や制度運用の具体策が示されていない
- ・医療保険制度の一本化への道筋が示されていない

イ) 消費税率引上げが平成31年10月に延期されるが、30年度から予定されている国保への3,400億円の財政支援の拡充は確実に措置すること。また、都道府県ごとの財政支援規模を早期に明らかにするとともに、安定した運営が可能となるよう財政基盤の確立を図ること

【参考】 国の3,400億円の財政支援の概要

[H27から実施] (毎年約1,700億円) ・低所得者対策の強化

[H30から実施] (毎年約1,700億円) ※H27分に加えて実施 (あわせて3,400億円)

- ・財政調整機能の強化 (財政調整交付金の実質的増額)
- ・自治体の責めによらない要因による医療費増・負担への対応
- ・保険者努力支援制度 (医療費の適正化に向けた取組等に対する支援)
- ・財政リスクの分散・軽減方策 (財政安定化基金の創設・高額医療費への対応等) 等

ウ) 新たな財政基盤強化策は、子育て世帯の負担軽減のための高校生以下の子どもの均等割保険料の廃止など地方からの提案を踏まえて決定すること

(2) 国を保険者とする各種医療保険制度の一本化等【厚生労働省】 p.18

将来にわたり国民皆保険制度を安定的に維持していくため、分立する医療保険制度を一本化し、制度設計と財源確保の責任、権限を持つ国を保険者とする

<分立する医療保険制度>

| 区分 | 加入者 | 加入者数 (万人) | 加入者一人当たり | | | | 公費負担 |
|-------|------------------|--------------|-------------|---------------|----------------|-----------|------------------------|
| | | | 平均年齢 (歳) | 平均所得 (万円)① | 平均保険料 (万円)② | 比率 ②/① | |
| 市町村国保 | 75歳未満の職域保険に属さない人 | 3,397 | 50.9 | 83 | 8.5 | 10.3% | 給付費等の50% |
| 協会けんぽ | 中小企業の従業員とその被扶養者 | 3,564 | 36.6 | 139 | 10.6 | 7.6% | 給付費等の16.4% |
| 健保組合 | 大企業の従業員とその被扶養者 | 2,927 | 34.3 | 202 | 11.4 | 5.6% | 後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等へ補助 |
| 共済組合 | 公務員などとその被扶養者 | 891 | 33.3 | 221 | 13.3 | 6.0% | — |

(3) 高齢者の介護体制の充実【厚生労働省】

①介護保険制度の見直し p. 22

ア) 介護保険料について、負担の公平化を図るため、現在の個人単位から世帯単位での算定に変更すること

<介護保険料を個人単位で賦課することに伴う問題点>

- ・世帯収入の合計の多寡と介護保険料の負担合計の多寡が逆転する「逆転現象」が発生

新イ) 低所得者の介護保険料軽減について、消費税率引上げ時に実施することとされていた市町村民税非課税世帯全体を対象とした措置を、消費税率引上げ延期にもかかわらず平成29年度から実施する場合は、必要な財源を確実に確保すること

<低所得者に対する介護保険料の軽減措置>

- ・市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象に保険料の軽減措置が実施されてきた。
 - ・従前は保険料基準額の×0.5の軽減だったが、平成27年度より×0.45に軽減措置が強化された。
 - ・消費税率10%引上げ時には市町村民税非課税世帯全体を対象に×0.3～0.7の軽減措置を実施。
 - ・軽減分は公費により補填（負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4）
- ※軽減措置が完全実施されると県負担額は約15億円と現在（2億5千万円程度）の約6倍に

②在宅介護・生活支援サービスの充実 p. 24

地域での24時間在宅介護サービスの拡充に向け、定期巡回・随時対応サービス（介護分・看護分）への事業者の参入を促進するため、以下の措置を講じること

- i) 事業者の参入が促進される水準への報酬の引上げ
- ii) 看護分に係る一般の訪問看護サービスとの報酬単価差の解消あるいは縮小
- iii) 特養等による定期巡回・随時対応サービス実施を促進する仕組みの構築
- iv) 集合住宅への減算措置の廃止もしくは緩和

【参考1】定期巡回の訪問看護サービスと一般の訪問看護サービスの報酬単価差

- ・訪問看護の訪問回数が4回以上（要介護5は5回以上）になると「定期巡回の訪問看護」の介護報酬が「一般の訪問看護」の介護報酬を下回ることになり、訪問看護事業者の定期巡回・随時対応サービス参入の阻害要因となっている。

<介護報酬比較（30分以上1時間未満の場合）>

| 《要介護1～4》 | | | | 《要介護5》 | | | |
|----------|-----------|---------|---------|--------|-----------|---------|---------|
| 訪問回数 | 定期巡回の訪問看護 | 一般の訪問看護 | 差額 | 訪問回数 | 定期巡回の訪問看護 | 一般の訪問看護 | 差額 |
| 3 | 29,350 | 24,420 | 4,930 | 3 | 37,350 | 24,420 | 12,930 |
| 4 | | 32,560 | △3,210 | 4 | | 32,560 | 4,790 |
| 5 | | 40,700 | △11,350 | 5 | | 40,700 | △3,350 |
| 6 | | 48,840 | △19,490 | 6 | | 48,840 | △11,490 |

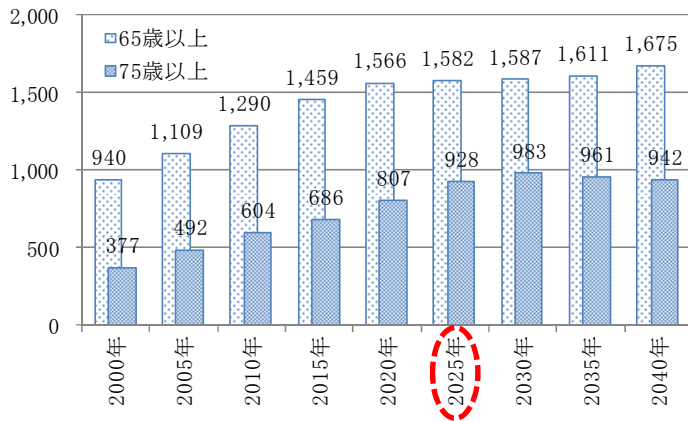
【参考2】訪問介護・看護における定期巡回と一般の違い

定期巡回：定期に巡回し、必要な時に必要なサービスを提供【包括払い】

※回数が増えても介護報酬は一定

一般：予め決められた時間に計画的にサービスを提供【出来高払い】

＜今後の本県の高齢者人口の推移（単位：千人）＞



2025年問題

団塊の世代が75歳以上になる2025年頃に介護・医療費等社会保障費が急増する問題
 ※75歳以上になると要介護等認定が急増

| 区分 | 要支援 | 要介護 | 計 |
|--------|------|-------|-------|
| 65～74歳 | 1.4% | 3.0% | 4.4% |
| 75歳以上 | 8.8% | 23.3% | 32.1% |

(出典)内閣府「平成28年版高齢社会白書」

本県予測（今のまま推移した場合の2025年）

特別養護老人ホームが約1万3千人分不足

⇒対応策 ①特養の整備 約8千人分

②在宅サービスの充実 約5千人分

③認知症対策の強化 p. 25

- ア) 行方不明の認知症高齢者の早期発見・保護のため、都道府県域を越える発見協力依頼を迅速に行えるよう、全国ネットワークのシステムを早期に構築すること
- イ) 所得の低い認知症高齢者の地域における受け皿を拡充するため、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）を介護保険の補足給付の対象とすること

＜補足給付*の対象外となっていることに伴う問題点＞

- ・低所得者がグループホーム（認知症対応型共同生活介護）を利用したくても、家賃や食事代（都市部で月額計10万円程度）が必要となり事実上利用が困難なことから、特養が低所得で在宅生活が困難な認知症高齢者の受け皿となっている実態がある。

※補足給付：「施設サービス（特養等）」及び「居宅サービスの一部（短期入所サービス等）」を利用する低所得者に対し、保険給付の対象外となる居住費及び食費の一定額（上限月額7万円）を介護報酬で補足。「地域密着型サービス」に区分されるグループホームは補足給付の対象となっていない。

(4) 精神障害者の継続支援体制の充実【厚生労働省】 p. 29

措置入院者等の重篤な精神障害により入院した患者について、医療観察法に準じた医師、看護師、臨床心理技術者、精神保健福祉士等の多職種チームによる支援を行う体制を構築し、財源支援を行うこと

【参考】本県が独自に構築を進めている支援体制の概要

○精神障害者継続支援チームの設置

- ・本県では、措置入院者等の精神障害者が退院後も必要な医療を中断することなく地域で暮らしていけるよう、平成28年度から13の保健所（健康福祉事務所）に継続支援チームを設置
- ・継続支援チームを核に市町、医療機関、民生委員、ピアサポーター等が連携して対応
- ・対象者の転居により支援が途絶えないよう、確実な引き継ぎができる体制を広域で整備する必要があり、県内の政令市、中核市でも同様の取組を進めることとなった（H28.8～）

○措置入院者の支援に係る会議の設置

- ・措置入院者の入院治療の必要性等について専門的な助言を行う第三者機関の設置を予定

(5) 児童虐待防止への取組の充実【総務省、厚生労働省】 p. 35

- ア) 切れ目のない対策が講じられるよう児童相談所の体制を強化するため、虐待を行った親やハイリスク家庭への指導、専門診断に対応する専門職員（児童心理司等）の配置基準を設定するとともに、必要な財政措置を行うこと
- イ) 市町の対応力強化に向け、専門職員の配置基準を設定し、必要な財政措置を行うほか、中核市においては児童相談所設置を義務化すること

2 教育環境の充実

(1) 県費負担教職員制度に係る権限移譲への適切な対応【総務省、文部科学省】 p. 49

- ア) 指定都市への県費負担教職員の定数等に関する権限移譲により学校現場に支障が生じないよう、加配定数について現状の配置が維持できるよう配分すること
- イ) 指定都市への個人住民税所得割2%の税源移譲に伴う地方財政措置については、税源移譲前後の財政中立を確保し、道府県が不利にならないようにすること

(2) 教職員加配定数の改善【財務省、文部科学省】 p. 49

加配定数は、いじめ・不登校等の特別な事情に対応する措置であることから、状況に応じた的確な指導が行えるよう更なる充実を図ること。

なお、政策的に措置する加配定数については、基礎定数化は行わないこと

(3) 私立学校教育の充実【文部科学省】 p. 51

私立学校教育の一層の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るための制度である私立高等学校等経常費助成費補助金について、地方追加負担が生じないよう、当初示した予算単価及び補助率どおりに交付すること

(4) 公立大学法人が設置する附属学校に係る財源措置【総務省、文部科学省】 p. 52

公立大学法人が附属学校を一体的に運営する財源を確保するため、大学附属学校の人件費、運営費、施設整備費について、教育委員会が所管する公立学校に対して措置される国庫補助及び地方交付税に相当する額を国が財源措置すること

(5) 大学生の修学支援制度の充実【総務省、文部科学省】 p. 54

- ア) 貸与型奨学金について、一定の安定した収入を得られるようになってから返済を開始するなど、利用しやすい奨学金制度となるよう返済方法を見直すこと
- イ) 低所得世帯の学生の就学機会を拡大し、安心して学業に専念できる環境を整備するため、大学生等への公的な給付型奨学金制度を創設すること

(6) 実践的な職業教育を行う新たな教育機関の制度化【文部科学省】 p. 55

- 新** 現在検討が進められている専門職業大学（仮称）については、観光、食・農、芸術・文化など地域が持つ強み、特色を活かした分野で、地域創生を牽引する人材の育成拠点として地方でも創設できるよう、以下に配慮して制度化すること
- i) 教員確保やカリキュラム等について柔軟な運用ができる設置基準とすること
 - ii) 都市の大学とのマッチングを図る仕組みを構築すること
 - iii) 公立でも私立でも活用できる整備運営に対する財政支援措置を創設すること

【参考】大学設置基準の概要

[教員組織] 学部の種類、規模や大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数を規定

[教員の資格] 教授、准教授、講師、助教、助手の資格をそれぞれ規定

[収容定員] 教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮

[教育課程] 一単位45時間、一年間の授業期間は35週、各授業科目の授業期間は10～15週

[卒業の要件等] 4年以上在学し、124単位以上を修得

[校地、校舎等の施設及び設備等] 校地、校舎の面積、図書資料の系統的な配備などを規定

※1991年の改正（大綱化）により備えるべき図書の本数等の数量的基準の多くが廃止されたが、なお上記のような多くの基準がある。

(7) 高校生への修学支援制度の充実【総務省、文部科学省】 p. 53

ア) 授業料負担の軽減措置である高等学校等就学支援金について、低所得世帯への支給額引上げなど充実を図ること

＜本県の私立学校の授業料軽減＞

| 保護者の所得区分 | 受給額 | |
|-----------------------------|--------|-----------------|
| | 区分 | 県内高校1年生 |
| 生活保護世帯 年収2,500千円 未満程度 | 県加算 | 82,000 |
| | 国 | 297,000 |
| | 合計 | 379,000 |
| 年収3,500千円 | (拡)県加算 | 82,000(+42,000) |
| | 国 | 237,600 |
| | 合計 | 319,600 |
| 年収5,900千円 | (新)県加算 | 21,000(+21,000) |
| | 国 | 178,200 |
| | 合計 | 199,200 |
| 年収9,100千円 未満程度 | 県加算 | 0 |
| | 国 | 118,800 |
| | 合計 | 118,800 |

本県では、私立高校について、28年度から国の就学支援金制度への単独加算を拡充（低所得世帯に重点化した経済的負担の軽減）

イ) 授業料以外の教育費負担の軽減措置である高等学校等奨学給付金の財源については、他の教育予算を削減することなく、全額国庫負担とすること

ウ) 教育費負担の軽減のため都道府県が実施する給付型奨学金や貸与型奨学金の返還免除又は猶予措置に必要な財源を措置すること

【参考】本県の高等学校奨学資金の返還猶予制度の拡充

・従来からの病気療養中等に加え、経済的理由により奨学資金の返還が著しく困難な者の負担軽減を図るため、一定収入以下の者に対する返還猶予制度を創設（平成29年4月から開始）

[所得要件] 給与所得者 本人の前年収入が300万円以下

給与所得者以外 本人の前年所得が200万円以下

[猶予期間] 病気療養中や求職中、経済的理由による猶予などの期間を通算して最長10年（大学等に在学中の期間を除く）

(8) 小・中・高を通じた子どもの体育・運動能力の向上【文部科学省】 p. 61

学校の体育の授業や運動部活動の効果を高めるための外部指導者の活用や、教員の負担軽減の観点から中学校、高校の部活動の指導者やスタッフとして地域の人材を活用できる補助制度を創設すること

(9) 生活保護世帯への教育扶助の充実【厚生労働省】 p. 34

保護受給世帯の子どもの高校進学を支援し、貧困の連鎖を防止するため、高等学校等就学費を教育扶助に位置づけるとともに、高校進学のための学習塾に通えるよう教育扶助の学習支援費を増額すること

3 防災・減災対策の推進

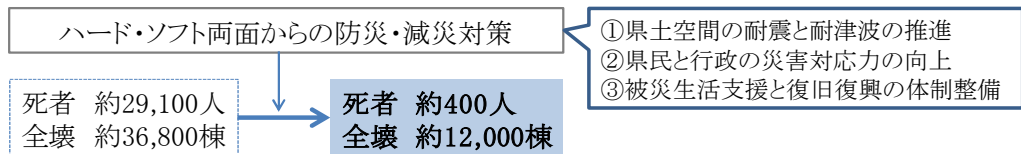
(1) 南海トラフ地震に備えた津波防災インフラの整備【農林水産省、国土交通省】 p. 1

ア) 重点整備地区における防潮堤の沈下対策・基礎部補強対策、防潮水門の整備・耐震化等の津波対策を着実に推進できるよう予算総額を確保すること

イ) 集中的に実施する必要がある緊急対策に対し
 全国防災事業（27年度で終了）と同等の補助制
 度を創設するとともに、地方負担の軽減のため、
 全国防災事業債（充当率100%、交付税算入率
 80%）と同等の財政措置を創設すること



<南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム（H27.6）> 計画期間：H26～35年度



<重点整備地区の設定>

レベル2 津波等により甚大な浸水被害が
 想定される7地区を「重点整備地区」に設定
 全ての津波対策を概ね10年間で完了予定

| 重点整備地区 | |
|---------------|------|
| 淡路地域 | 福良港 |
| | 阿万港 |
| | 沼島漁港 |
| | 洲本地区 |
| 尼崎西宮芦屋港(尼崎地区) | |
| 同(鳴尾地区) | |
| 同(西宮・今津地区) | |

<津波防災インフラ整備計画>

(億円)

| 事業内容 | 概算事業費 | うち緊急対策 |
|----------------------------|------------|------------|
| レベル1津波対策(津波の越流を防ぐ) | | |
| 津波防御対策 | 257 | 164 |
| 防潮堤等の高さの確保 | 122 | 102 |
| 防潮堤等の健全性の保持 | 115 | 59 |
| 陸閘等の迅速・確実な閉鎖 | 20 | 4 |
| 避難支援対策 | 3 | 0 |
| レベル2津波対策(浸水被害を軽減する) | | |
| 既存施設強化対策 | 337 | 211 |
| 防潮堤等の越流・引波対策 | 67 | 39 |
| 防潮堤等の沈下対策 | 240 | 173 |
| 防潮水門の耐震対策 | 30 | 0 |
| 津波被害軽減対策 | 25 | 7 |
| 防潮水門の下流への移設 | 25 | 7 |
| 排水機場の耐水化 | | |
| 合計 | 約620 | 約380 |

(2) 緊急防災・減災事業債の期間延長と対象拡大【総務省】 p.5

ア) 公共施設等の耐震化を促進する緊急防災・減災事業債（充当率100%、交付税算
 入率70%）について、計画的な整備を推進するため、28年度末までとなっている
 制度の期間を延長すること

イ) 砂防・治山・河川等の整備事業、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去、
 耐震化に資する公共施設の建替等にも活用できるよう対象事業を拡大すること

(3) 建築物の耐震化の推進【財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】 p.3

ア) 耐震診断が義務付けられた大規模多数利用建築物の耐震化が円滑に進むよう、
 予算を確保するとともに、補助率（現行1/3等）の更なる嵩上げを行うこと

イ) 避難所指定されている中小規模の建築物について、補助率（現行1/3）の更なる
 嵩上げを行うこと

【参考】本県の耐震化目標 兵庫県耐震改修促進計画（平成28年3月改定）

- ・多数利用建築物 H27：86.6%（耐震性なし3,466棟）→H37：97%（耐震性なし900棟）
 （用途）学校、体育館、病院、劇場、ホテル、旅館、物販店、飲食店、福祉施設等
 （規模）一部の用途を除き階数3以上かつ床面積の合計1,000㎡以上

※うち床面積の合計5,000㎡以上=大規模、2,000㎡以上=中規模、1,000㎡以上=小規模と区分している。

(4) 総合的な治水対策の推進

①山地防災・土砂災害対策の推進【国土交通省、農林水産省】 p.5

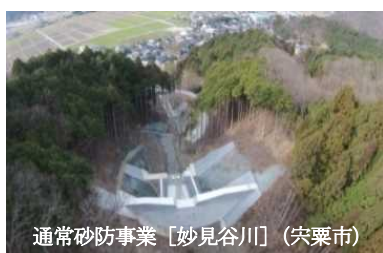
ア) 治山ダムや砂防えん堤の整備など、緊急性の高い箇所の対策を推進できるよう治山事業、砂防関係事業の予算を確保すること

<本県の第2次山地防災・土砂災害対策5箇年計画（H26～30）>

| 区分 | 整備目標(着手箇所数) | | | |
|------------|-------------|------|-------|-------|
| | 砂防事業 | 治山事業 | 緊急防災林 | 合計 |
| ①人家等保全 | 280 | 350 | — | 630 |
| ②流木・土砂流出防止 | — | 194 | — | 194 |
| ③災害に強い森づくり | — | — | 165 | 165 |
| ④災害対応 | 28 | 36 | — | 64 |
| 合計 | 308 | 580 | 165 | 1,053 |

要対策箇所約 11,000 箇所(砂防約 8,000 箇所、治山約 3,000 箇所)のうち、災害発生時に人家への影響が大きいなど緊急性の高い箇所の整備を重点的に推進

<砂防えん堤の施設効果(丹波市市島町H26.8豪雨災害時)>



イ) 治山ダムや砂防えん堤等の既存施設の老朽化対策の予算を確保すること

ウ) 土砂災害により著しい危害が生じる恐れのある土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修に係る補助率の更なる嵩上げを行うこと

【参考】本県が実施している土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転又は改修補助移転支援(除却:平成28年度拡充)

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の移転経費 [補助対象限度額] 2,000千円
[補助率] 2/3 (国40万円上限)

改修支援(平成28年度新規)

[実施主体] 市町 [対象経費] 住宅の改修経費 [補助対象限度額] 3,300千円
[補助率] 1/3 (国11.5%上限)

※いずれも国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用

②ため池改修等の推進【農林水産省】 p.8

整備が必要なため池が多数に及ぶため、調査や改修に係る予算を確保するとともに、国庫補助率の引上げなど財政措置を充実させること



<本県のため池整備5箇年計画（H27～31）>

| 区分 | | 要整備箇所数(見込み) | うち重点整備箇所数 |
|------|------|-------------|-----------|
| 水害対策 | 全面改修 | 650 | 150 |
| | 部分改修 | 160 | 50 |
| 地震対策 | | 490 | 180 |
| 計 | | 1,300 | 380 |

本県には全国最多の約 3 万 8 千箇所のため池が存在し、その多くが老朽化。受益農地 0.5ha 以上のため池約 1 万箇所の点検調査の結果明らかになった要整備箇所 1,300 箇所(見込み)のうち、特に緊急性の高い 380 箇所を 5 箇年で重点整備する。

(5) 社会資本の老朽化対策の推進【総務省、国土交通省】 p.102

- ア) 高度経済成長期に整備された社会資本の老朽化対策が今後急増することから、国庫補助事業費を確保すること
- イ) 地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等にも補助事業を適用すること

【参考】地方単独事業で実施している土木施設の修繕・更新

- ・ 海岸保全施設：排水機場・水門・防潮堤等で総事業費が50百万円未満の修繕・更新
- ・ 港湾施設：岸壁・防波堤等で総事業費が2億円未満の修繕・更新
- ・ 河川管理施設：矢板護岸の修繕・更新

排水機場等の非致命的機器（ポンプ設備の主配管等）の修繕・更新等

- ウ) 老朽化対策・長寿命化対策を計画的に推進するため、庁舎等の公用施設の機能向上を図りながら長寿命化するための施設改修等への財源措置を創設すること
- エ) 公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業）の発行期限（H27～29年度）を延長すること

4 交流基盤の整備

(1) 関西都市圏のミッシングリンクの解消【国土交通省】 p.97

大阪湾ベイエリアに集積する産業・物流拠点の連携を強め、国際競争力を強化するとともに、国土のリダンダンシーを確保するため、下表の道路整備を推進し、関西都市圏の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

| 道路名 | 要望内容 |
|------------------------|---|
| 大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄） | 早期整備に向けた直轄道路事業の予算確保及び有料道路事業の導入 直轄高規格幹線道路並の地方財政措置の導入 |
| 名神湾岸連絡線 | 計画段階評価の早期完了及び速やかな都市計画手続き着手 |
| 播磨臨海地域道路 | 計画段階評価の早期完了、早期完成に向けた国と県の役割分担による 整備及び播但接続部への有料道路事業の導入検討 |
| 神戸西バイパス | 有料道路事業の導入による早期整備 |
| 新名神高速道路 | H29年度末供用（高槻～川西間はH29秋頃部分供用）に向けた事業促進 |
| 中国横断自動車道姫路鳥取線 | H32年度末に予定する供用の前倒し |
| 東播磨道（北工区） | 事業推進のための予算確保 |

【参考】各道路の状況

- ・ 大阪湾岸道路西伸部：H28.4新規事業着手。コスト縮減の検討及び事業区分に関する調整を実施中
- ・ 名神湾岸連絡線：H25.8より計画段階評価開始。H27.7に2回目の近畿地方小委員会が開催され、ルート帯案を公表。H27.10～11に第2回アンケート・ヒアリング調査を実施
- ・ 播磨臨海地域道路：近畿地方小委員会（H28.5.9）にて「当面、都市計画・アセスを進める区間」、「優先区間」が決定され、引き続き計画段階評価に着手
- ・ 神戸西バイパス：有料道路制度を取り入れた整備促進を国、NEXCO西日本、県、神戸市で検討中
- ・ 新名神高速道路：H28.4.22に有馬川橋梁の橋桁落下事故発生。H28.8.5にNEXCO西日本が開通目標時期の見直しを発表
- ・ 中国横断自動車道姫路鳥取線（播磨新宮IC～山崎JCT）：用地買収、工事を実施中
- ・ 東播磨道（北工区）：設計、用地測量、用地買収を実施中

(2) 日本海国土軸のミッシングリンクの解消【国土交通省】 p. 98

山陰海岸ジオパークをはじめとする広域観光交流圏の拡充・強化、国土のリダンダンシー確保に資する日本海国土軸の形成に向け、下表の道路整備を推進し、日本海側の高速道路網のミッシングリンクを解消すること

| 道路名 | 要望内容 |
|---------------------|---|
| 山陰近畿自動車道 | |
| 浜坂道路（浜坂IC～余部IC） | H29年度供用に向けた予算確保 |
| 浜坂道路Ⅱ（居組IC～浜坂IC） | H30年度新規事業着手に向けた調査推進のための予算確保 |
| 佐津IC～城崎温泉IC～県境 | 北近畿豊岡自動車道との接続を含めたルート・構造を検討する調査推進のための予算確保と技術的支援 城崎温泉IC～県境については、直轄権限代行による事業化 |
| 北近畿豊岡自動車道 | |
| 日高豊岡南道路（日高IC～豊岡南IC） | H30年度供用に向けた事業促進 |
| 豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC） | 5年程度での供用に向けた事業促進 |
| 豊岡IC～豊岡北IC | 早期事業着手 |
| 豊岡北IC～城崎温泉IC | 山陰近畿自動車道との接続を含めた直轄による調査着手 |



【各区間の進捗状況】

○山陰近畿自動車道（約120km、うち兵庫県内約49km）以下、西から順

※日本海側で唯一の高規格幹線道路網の空白地帯

- ・東浜居組道路（東浜IC～居組IC：3.5km、うち県内1.9km）：供用済
- ・浜坂道路Ⅱ（居組IC～浜坂IC：約7km）：調査中
- ・浜坂道路（浜坂IC～余部IC：9.8km）：工事中
- ・余部道路（余部IC～香住IC：5.3km）：供用済
- ・香住道路（香住IC～佐津IC：6.2km）：供用済
- ・佐津IC～京都府境（約20km）：調査中

○北近畿豊岡自動車道（約70km）以下、南から順

- ・春日和田山道路（春日IC～和田山IC：31.7km）：供用済
- ・和田山八鹿道路（和田山IC～八鹿氷ノ山IC：13.7km）：供用済
- ・八鹿日高道路、日高豊岡南道路（八鹿氷ノ山IC～豊岡南IC：15.8km）：工事中
- ・豊岡道路（豊岡南IC～豊岡IC：2.0km）：H28年度新規事業着手。設計、測量を実施中
- ・豊岡IC～豊岡北IC（5.1km）：都市計画決定済（H27.6.23）

(3) 近畿圏高速道路の新たな料金体系の具体化【国土交通省】 p.100

平成29年度からの近畿圏高速道路の新たな料金体系については、シームレスでわかりやすく、利用しやすい料金となるよう、地方の意見を十分に踏まえて検討を進めること

(4) 関西の航空需要等への的確な対応【国土交通省】

①神戸空港を含む3空港一体運用の実現と神戸空港の運用制限の緩和 p.101

関西全体の航空需要の拡大に資する3空港一体運用の実現に向け、コンセッションの手続が進められている神戸空港の運用制限を下記により緩和すること

- i) 発着枠（1日30便）の拡大
- ii) 鉄道との接続など都市近接の優位性を活かした運用時間（7～22時）の延長
- iii) オウンユースに限定されている国際チャーター便の運航制限の緩和
- iv) 国際ビジネスジェットに関するC I Q体制の改善

【参考】神戸空港コンセッションについて

- ・平成30年4月より、民間事業者が空港を運営予定（事業期間：平成30～71年度の42年間）。平成28年10月、事業者の公募を開始
- ・運営権対価の最低基準価格 [42年間の空港運営を前提]
 - ①事業開始前に支払う対価：4.5億円
 - ②事業期間中、毎年度支払う対価：4.1億円/年 [合計：①+②×42年=176.7億円]
- ・今後資格審査、競争的対話、書類審査等を経て、平成29年8月頃、優先交渉権者を選定予定

②但馬－羽田直行便の実現 p.101

首都圏からの誘客や成田・羽田入りする外国人観光客を取り込むために有効な但馬－羽田直行便の実現に向け、羽田発着枠に関する政策コンテストの再実施及び同枠の拡大、航空会社への運航の働きかけを行うこと

【参考】羽田発着枠政策コンテストの概要

- ・地方自治体と航空会社が共同で地域活性化や運航コストの削減等につながるアイデアを出し、優れた提案に羽田空港の発着枠を配分する国の制度。平成26年3月から2年間、3空港（山形・鳥取・石見）に各1枠を配分

・平成27年12月10日に有識者懇談会が開催され、現3空港による枠使用の延長が決定
[山形：3年延長（H28.3～H31.3）、鳥取・石見：2年延長（H28.3～H30.3）]

(5) 公共交通機関のバリアフリー化の推進【国土交通省】 p.31

ア) 鉄道駅のバリアフリー化や乗合バス車両へのノンステップバス導入を促進するための予算を確保すること

【参考】公共交通のバリアフリー化関連予算の状況 [国土交通省]

- ・公共交通ネットワークの再構築 H29概算要求：311億円（H28：249億円）
ノンステップバスの導入、視覚障害者誘導用ブロックの整備等の支援
- ・バリアフリー化等の推進 H29概算要求：48億円（H28：26億円）、H28補正要求：53億円
鉄道駅におけるエレベータ等のバリアフリー化施設の整備の推進

新イ) 視覚障害者等の駅ホームからの転落事故が頻発しているため、ホームドアの整備促進のための予算確保をはじめ総合的な転落防止対策を早急を実施すること
なお、事業の採択に当たっては、乗降客数だけでなく、視覚障害者団体の意見や当該駅の実情、緊急性等も踏まえること

【参考1】本県が実施している視覚障害者の転落事故防止対策（ソフト対策）

- ・転落死亡事故を受け、県による広報のほか、市町、鉄道事業者へ啓発・広報等を要請
- ・みんなの声かけ運動（※）の関係者・団体等に駅ホームでの声かけや誘導の実施を依頼
- ・今後、みんなの声かけ運動を中心にソフト面の対策強化を検討
※困っている障害者や高齢者等に助け合いの声かけを行う県民運動（推進員約4,600名、146団体）

【参考2】国のホームドア設置の考え方

- ・国は平成23年8月から乗降客数10万人以上の駅を優先し、ホームドアの整備を鉄道事業者に要請してきたが、本年8月に「駅ホームにおける安全性向上のための検討会」を設置し、年内に総合的な転落等の防止対策をとりまとめる予定
- ・県内の乗降客数10万人以上は全7駅

[JR] 三ノ宮、神戸、明石、姫路、[阪急] 神戸三宮、[阪神] 神戸三宮、[市営地下鉄] 三宮

【参考3】新たなタイプのホームドアの例（国土交通省資料から抜粋）

<昇降ロープ式（支柱伸縮型）>

- ・JR西日本が開発し、本県のJR六甲道駅にも設置。ドア部分を昇降するロープとすることで開口部を広くし、異なる扉位置の車両やオーバーランに対応

<マルチドア対応ホームドア>

- ・三菱重工交通機器エンジニアリング(株)が開発し、三浦海岸駅（神奈川県）で試験実施中
- ・ホームドアの開閉位置を変えることにより、異なる扉位置の車両に対応

5 環境・エネルギー対策の推進

(1) 広域ガスパイプラインの整備【経済産業省、国土交通省】 p.89

ア) 産業基盤の強化と国土強靱化の観点から、日本海側の空白地帯をカバーし、京阪神地域のバックアップ等を担う舞鶴～三田間の広域ガスパイプラインを国の整備方針に位置付けること

【参考】エネルギー基本計画（H26.4閣議決定）抜粋

「天然ガスについても、供給体制の強靱化を進めるべく、LNG受入基地間での補完体制を強化するため、基地の整備・機能強化、太平洋側と日本海側の輸送路、天然ガスパイプラインの整備などに向けて、今後、検討を進めていく」

イ) 広域ガスパイプライン整備に関する事業主体等の制度的枠組みや公的支援のあり方について早急に検討し、示すこと

(2) 水素エネルギーの活用拡大【経済産業省】 p. 90

ア) 発電事業への本格利用に向けて、LH₂（液体水素）等の大量輸送・貯蔵施設整備に対する補助制度を創設するほか、液化プラント実証等技術開発を推進すること

【参考】未利用褐炭由来水素大規模海上輸送サプライチェーン構築実証事業

[概要] オーストラリアの未利用エネルギーである褐炭を用いて水素を製造し、貯蔵・輸送・利用までが一体となった液化水素サプライチェーンを構築するため、「褐炭ガス化技術」、「液化水素の長距離大量輸送技術」、「液化水素荷役技術」の研究開発を実施

[主体] 技術研究組合CO₂フリー水素サプライチェーン推進機構（川崎重工業株式会社、岩谷産業株式会社、シェルジャパン株式会社、電源開発株式会社）

[場所] ポートアイランド（神戸市）

【新】イ) 水素を活用する製品開発を促進するため、水素関連製品の評価試験を迅速に行えるよう、評価試験機関の追加整備を行うこと。その際、水素関連産業が集積する兵庫県で整備すること

【参考】水素エネルギー製品研究試験センターの概要（福岡県：H22. 4～）

[運営] 公益財団法人水素エネルギー製品研究試験センター

[建設費] 44億円（一部を除き全額国庫補助） [規模] 敷地面積8,300m² 延床面積2,700m²

[実施事業] 水素エネルギー関連製品の製品試験、試験方法の研究開発、製品開発等

※評価機関は全国で福岡県のみであり、評価試験の依頼が集中している（半年待ちもある）

(3) 太陽光発電設備設置への適切な規制のあり方の検討

【農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】 p. 43

【新】 太陽光発電設備の設置に際し、多面的機能を有する森林や周辺環境への悪影響が生じないように、国が統一した基準で規制する仕組みを創設すること

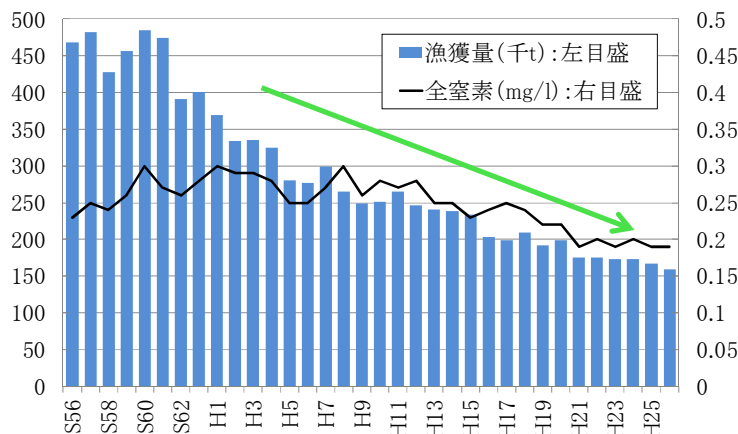
(4) 里海瀬戸内海の再生【農林水産省、国土交通省、環境省】 p. 109

ア) 瀬戸内海の水質改善や漁業生産量の減少に鑑み、水質総量規制制度の見直しや適切な栄養塩の供給に係る弾力的運用などを実施すること（水域の実情に応じた下水道など事業場排水の栄養塩濃度季節別管理等）



美しい里海（瀬戸内海）

<瀬戸内海の漁獲量と全窒素濃度の推移>



漁獲量は最盛期の半分以下

環境省「広域総合水質調査」

農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

【参考】水質総量規制制度の概要

- ・水質汚濁防止法に基づく排水基準のみによっては、COD（化学的酸素要求量）等の環境基準達成が困難な閉鎖性海域を対象に海域に流入する汚濁負荷を総合的に削減する制度
- ・昭和54年以降5年ごと7次にわたり実施 [対象] COD、窒素、りん（窒素、りんは5次から）

- イ) 藻場、干潟の再生を推進するため、自然海浜の保全や養浜に資するブロックの設置や土砂の投入などを行う海岸環境整備事業等の支援措置を充実すること
- ウ) 海岸漂着・漂流物及び海底ごみの回収・処理事業に対する国の全額負担による恒久的な支援措置を制度化すること

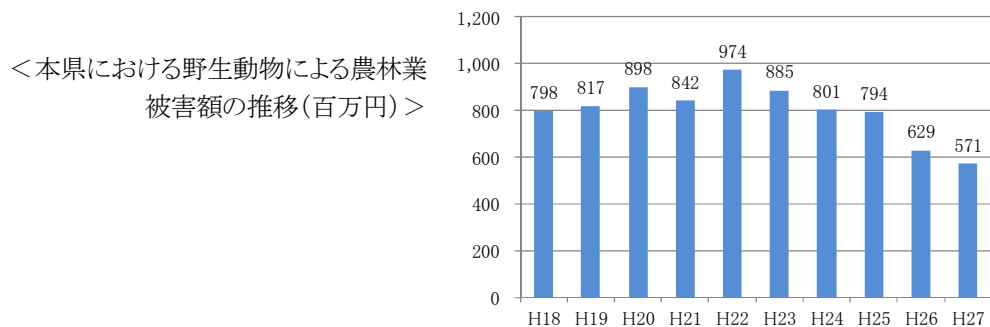
【参考】海岸漂着物等地域対策推進事業の概要

- [内 容] 海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業への支援
- [補助率] 地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施
- ※H26年度までは基金事業として措置されていたが、H27年度から補助金化し、一部地方負担化

(5) 野生鳥獣被害対策等の推進

①農林業被害対策への支援拡大【総務省、農林水産省、環境省】 p. 82

- ア) 鳥獣被害防止総合対策交付金事業の防護柵設置に係る予算を拡充するとともに被災防護柵復旧事業を補助対象に追加すること



- イ) シカ、イノシシによる農林業被害を減少させるための捕獲目標達成に向けた予算を拡充するとともに、市町の非常勤職員に限り対象とされている捕獲実施隊について、市町の委託等による有害捕獲班も補助対象に追加すること
- ウ) 捕獲したシカの地域資源としての活用を促進するため、加工施設の整備運営や移動解体車導入への支援を行うこと。また、加工施設への搬入経費や肉質の鮮度維持のための冷凍庫等ストックポイント整備を補助対象に追加すること
- 新**エ) 有効活用できないシカ捕獲個体を適正処理できるよう、積替保管施設、冷凍や破砕等の前処理施設、焼却施設等の整備への財政支援を行うこと
- 新**オ) 狩猟者の技能向上を図るため、捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備支援制度の創設及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算枠を拡充すること

②生活環境被害対策への支援実施【環境省】 p. 83

市街地等に出没し、生活環境被害を引き起こすイノシシ等に対する被害対策として実施する、捕獲、追い払い、防護柵設置、餌付け防止の普及啓発等の取組に対する支援制度を創設すること



Ⅲ 地域自立の基盤づくり

(1) 地方一般財源の充実・確保【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

①地方の一般財源総額の確保 p. 113

ア) 地方財政計画の歳出削減圧力が強まると予想される中、増加する社会保障関係費はもとより、経済雇用、防災減災等の課題に対応する必要があることから、少なくとも骨太の方針が示す平成27年度と同水準の地方財政規模を確保すること

新イ) 財政制度等審議会では、地方の基金残高をもって地方財政に余裕があり、地方財政計画の歳出を見直すべきとの議論があるが、地方の基金の増加は、リーマンショック時の税収減等の教訓を踏まえ、今後の財政運営の年度間調整に役立てようとする努力の結果として適切に評価すべきものである。また、本県では財政調整基金等は増加しておらず、一律に判断するのは不適切である。今後とも安定的な財政運営を行っていきけるよう、地方財政計画の適切な規模を確保すること

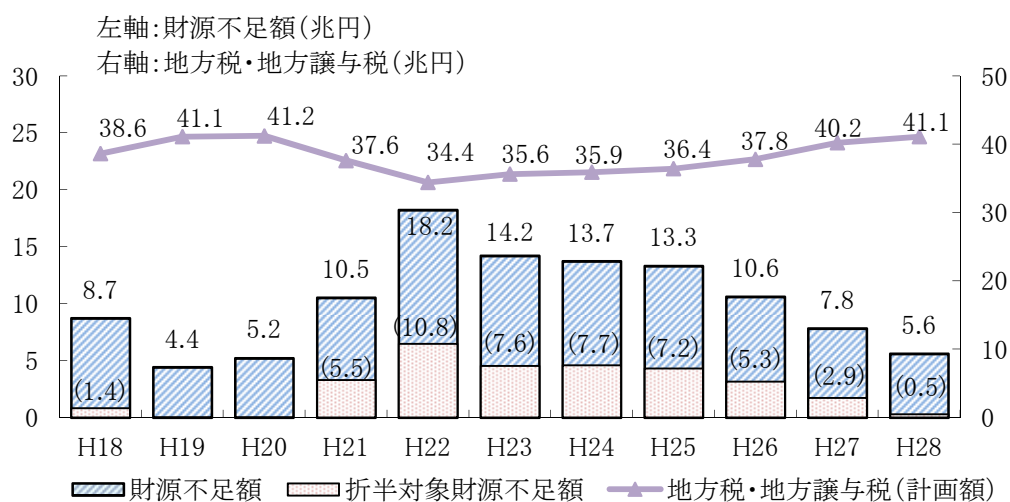
【参考】 地方税収の決算と地財計画との乖離額及び財政調整基金残高等の推移（単位：億円）

| 区 分 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H26-H19 |
|-----------------------|--------|---------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 地方税収の決算と 地財計画との乖離額 | △8,361 | △15,897 | △14,688 | 12,892 | 2,662 | 1,408 | 5,559 | 9,761 | — |
| 財政調整基金残高 | 42,161 | 44,208 | 44,743 | 52,373 | 55,997 | 61,402 | 67,417 | 71,726 | +29,565 |
| 兵 庫 県 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 6 | 9 | 12 | +12 |

②常態化している地方の財源不足への対応 p. 116

平成28年度の通常収支分の地方財源不足額は依然5.6兆円に上っており、地方財政の財源不足が続いている。常態化している財源不足を解消し、臨時財政対策債に頼らない財政運営を可能にするため、地方税体系の抜本的な見直しと併せ、法定率の引上げ等による地方交付税の充実を図ること

<地方財政収支の財源不足額の推移>



③地方の自主的・主体的な取組への適切な措置 p.116

地方交付税は一定の行政サービスに必要な財源を保障するものであり、国の政策誘導による増減を行うべきものではない。地方の徴収努力や歳出削減努力を軽視するトップランナー方式による算定は見直すとともに、その拡大は慎むこと

④地方消費税の減収に対する措置 p.116

新 地方消費税の貨物割について、本年1月以降の急激な円高のため、平成28年度地方財政計画を踏まえた普通交付税の基準財政収入額と実税収に大幅な乖離が生じており、財政運営への影響が大きいことから、減収補填措置を講じること

⑤地方消費税の都道府県間の清算基準の見直し p.121

- ア) 消費税率の引上げが社会保障費の財源確保を目的としていることや消費活動は人が行うものであることから、税率引上げ分（地方消費税率1.7%のうち0.7%）の清算基準をすべて人口とするなど、人口の比率を更に高めること
- イ) 現行の統計基準は、企業の販売額等をベースにした供給側の指標であり、消費の実態（消費地等）を適切に反映できていない面があるため、全国消費実態調査等の支出側の統計調査の活用も含め、清算に適切な統計指標を十分検討すること

<地方消費税の現行の清算基準>

| | | |
|-------------------|---------------------------|---------------|
| 統計基準 | 小売年間販売額（商業統計） | 6 / 8 (75%) |
| | サービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査） | |
| 人口基準（国勢調査） | | 1.2 / 8 (15%) |
| 従業者基準（経済センサス基礎調査） | | 0.8 / 8 (10%) |

(2) 地方税の偏在是正に向けた税制改革の実施【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】 p.117

- ア) 法人住民税法人税割の一部の交付税原資化に当たっては、偏在是正に活用する財源（不交付団体の減収分）相当額を確実に地方財政計画の歳出に計上し、交付税の算定においては、減額となる交付団体の留保財源に応じた配分を行うこと
- イ) 法人事業税の一部を都道府県から市町村へ交付する法人事業税交付金については、本来行うべき法人事業税の偏在是正を行わず創設されたことから、むやみに拡大しないこと
- ウ) 法人事業税交付金の算定基礎に法人事業税超過課税分を含めることは都道府県の特別な需要に対応するため課税自主権を行使するという趣旨に反することから除外すること

(3) 地方税体系の充実強化【内閣官房、内閣府、総務省、財務省】

①法人事業税の分割基準の見直し p.118

法人事業税の分割基準が事業活動の実態をより適切に反映したものとなるよう、生産設備の現在高である償却資産基準の導入や、本社管理部門の従業員数の割り落としなど、分割基準の見直しを検討すること

②自動車税の堅持 p. 118

自動車税は道路損傷負担金としての性格を有し、都道府県が道路の整備や維持等を行う財源となるものであることから、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減の観点から自動車税率の引下げを行わないこと

③環境性能課税の創設等に伴う適切な財源措置 p. 118

- ア) 消費税及び地方消費税の税率引上げの再延期に伴う、自動車取得税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の延長に当たっては、地方の財政運営に支障が生じないようにすること
- イ) 自動車税、軽自動車税の環境性能課税の創設に併せて行う燃費基準見直しに伴う減収が確実に補填されるよう財源措置を行うこと。あわせて、環境性能課税の創設に伴う賦課徴収システムの改修に対し、適切な財源措置を講ずること
- ウ) 自動車重量税は、その約4割が譲与税として市町に配分されるなど市町の重要な財源であることから、見直しに際しては代替財源を確実に確保すること

<自動車重量税と自動車取得税（単位：億円）>

| 税目 | 全国 | | | うち本県 | | 備考 | | |
|-------------------|-------|-------|-----|-------|-----|----|-----|-------------------|
| | 国 | 都道府県 | 市町村 | 県 | 市町 | | | |
| 自動車重量税 (国税) | 6,476 | 3,850 | — | 2,626 | 97 | — | 97 | 収入額の約4割を国から市町村に交付 |
| 自動車取得税 (都道府県税) | 1,075 | — | 293 | 782 | 50 | 14 | 36 | 約7割を県から市町村に交付 |
| 合計 | 7,551 | 3,850 | 293 | 3,408 | 147 | 14 | 133 | |

※H28地方財政計画額、当初予算等をもとに算出(出典:総務省)

④償却資産に関する固定資産税の堅持 p. 119

- ア) 企業活動は、土地・建物と機械設備（償却資産）を一体的に活用して行われる。償却資産に関する固定資産税は、このことに着目して課税される市町村の基幹税であり、市町の重要な財源であることから、現行制度を堅持すること
- イ) 28年度税制改正で創設された、中小企業等が取得する機械・設備等に関する固定資産税の課税標準を2分の1に減額する特例措置について、固定資産税の持つ公益性の観点から当該特例措置の延長や拡大は慎重に検討すること

<固定資産税（償却資産）の状況（単位：億円）>

| 税目 | 全国 | | うち本県 | | | |
|-----------------|--------|-----|--------|-----|---|-----|
| | 都道府県 | 市町村 | 県 | 市町 | | |
| 固定資産税 (償却資産) | 16,086 | — | 16,086 | 728 | — | 728 |

※H28地方財政計画等をもとに算出(出典:総務省)

⑤ゴルフ場利用税の堅持 p. 119

ゴルフ場利用税は、アクセス道路の維持管理、治水等の災害防止、ごみ処理・不法投棄、水質調査等の環境対策などゴルフ場特有の行政需要に対応するため必要な財源である。市町の貴重な財源であるゴルフ場利用税を堅持すること

<兵庫県における交付額上位団体>

| 県内順位 | 市町名 | ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円) |
|------|-----|-----------------------|
| 1 | 三木市 | 581,447 |
| 2 | 神戸市 | 415,410 |
| 3 | 加東市 | 354,879 |
| 4 | 宝塚市 | 187,241 |
| 5 | 西宮市 | 139,995 |

<兵庫県における交付金の割合が高い団体>

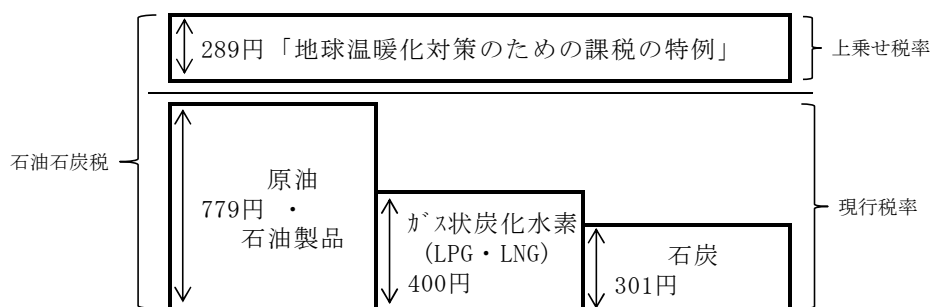
| 県内順位 | 市町名 | ゴルフ場利用税交付金 (単位:千円) | 地方税収入に 対する割合 |
|------|-----|-----------------------|-----------------|
| 1 | 加東市 | 354,879 | 5.42% |
| 2 | 三木市 | 581,447 | 5.23% |
| 3 | 佐用町 | 42,473 | 1.95% |
| 4 | 篠山市 | 98,200 | 1.91% |
| 5 | 小野市 | 123,413 | 1.79% |
| 県計 | | 2,723,668 | 0.30% |

※数値は平成 27 年度決算額

⑥地球温暖化対策のための地方財源の確保 p.119

ア) 石油石炭税の税率上乗せ分（地球温暖化対策のための税）については、地方の役割に応じた税財源として確保するとともに、充当可能事業に森林吸収源対策を位置づけ、森林整備の財源として確保すること

<CO₂排出量1トン当たりの税率>



税込:平成 28 年度見込み 2,623 億円

用途:省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源 CO₂ 排出抑制の諸施策を着実に実施 (出典:環境省)

イ) 森林整備等のための新たな税制等の検討にあたって、地方の基幹税である住民税の附加税として国税を課す方式は、国と地方の税源配分等の観点から不適當。附加税方式で検討する場合は、所得税等国税に附加すること